

議案第 5 5 号

あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 4 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

各種公金の口座振替事務について、市民の利便性の向上を目的に、取扱金融機関を拡充することに伴い、給食納付金等の納入期日を市税等と統一するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例等の一部を改正する条例

(あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第 1 条 あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例 (平成 7 年あきる野市条例第 4 9 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「翌月の 2 日」を「毎月末 (1 2 月にあつては、2 8 日)」に改める。

(あきる野市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 あきる野市営住宅条例 (平成 9 年あきる野市条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「毎月末 (月の途中で明け渡した場合は明け渡した日) までに、その月分を」を「当月分の家賃を毎月末 (1 2 月にあつては、2 8 日) までに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、月の途中で明け渡す場合は、当該月分の家賃を明け渡す日までに納付しなければならない。

(あきる野市学童クラブ条例の一部改正)

第 3 条 あきる野市学童クラブ条例 (平成 2 0 年あきる野市条例第 3 1 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「毎月末」の次に「(1 2 月にあつては、2 8 日)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後のあきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する

条例第4条第3項の規定は、平成30年4月以後の月分の給食納付金の納入について適用し、同年3月以前の月分の給食納付金の納入については、なお従前の例による。